

日本原燃株式会社 殿

2021年9月15日

ロイド・レジスター・グ  
インスペクションサービス

## 2021年度 第1回定期監査 報告書 全体総括

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4-108
監査名	2021年度 第1回定期監査
監査対象部門	監査室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	遠隔監査により監査員の執務場所にて実施
監査実施日	2021年7月26日～31日、8月2日～3日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

### 2. 2021年度 第1回 定期監査の視点

#### 2.1 監査対象部門

今回の監査は下表に示す5グループ別に実施した。

グループ	監査対象部門
(その1)	監査室
(その2)	安全・品質本部
(その3)	再処理事業部および技術本部
(その4)	濃縮事業部
(その5)	埋設事業部

## 2.2 第三者による定期監査の経緯

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、「LR」という）は、日本原燃(株)（以下、「日本原燃」という）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」という）」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきたが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また、品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めたとりに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

以上の状況を踏まえ、2021年度の定期監査においては、日本原燃が「改善策」を受けて確立したQMSに係る活動の実施状況について、自ら定めた事項が実施され、それが効果的に運用されていることを確認する監査を行うこととした。

## 2.3 2021年度第1回定期監査の対応方針

2021年度第1回定期監査の対象は、業務の管理状況を全般的に確認する観点から、管理業務と現場に関係する事項をそれぞれ選定して監査を行う。まず、管理業務は、品質目標の策定を通じて上位からの要求事項を取り込み、更に昨年度の実績を反映しているかなど業務全般がPDCAにより管理されているかを確認する。一方、現場に関係する事項は、安全確保に必要な主任者等の資源の確保と日本原燃社員の現場への関与を中心に監査を行う。

ただし、現場がない部署は監査項目を適宜変更する。

以上の対応方針をもとにした、2021年度第1回定期監査の実施事項を表1に示す。

**表1 2021年度第1回定期監査の実施事項**

監査項目
(1) QMS活動の実施状況
① 品質目標の設定プロセス（主たる確認事項）
② 資源の確保（主任者の選任と監理）
③ 品質目標として設定した課題への取り組み
④ 内部監査
(2) 前回までの監査結果のフォローアップ（第1回は実施項目なし）

また、監査項目ごとに注力した監査視点を次頁の表2に示す。



**表 2 監査項目ごとの監査視点**

監査項目	監査視点
品質目標の設定プロセス	組織の目的を達成し、課題や問題点を改善できるような計画を設定するプロセスになっていることを確認する。
資源の確保（主任者の選任と監理）	労働災害防止の観点で、法令が要求する管理者に係る業務体制の管理状況を確認する。
品質目標として設定した課題への取り組み	達成指標に対して実施事項、実施責任者、実施時期、評価の方法などが明確にされており、活動の成果が出ているかを確認する。
内部監査	品質マネジメントシステムが有効に実施され、維持されていることを把握する上で機能しているかを確認する。

なお、受審対象部門(各本部、各事業部、室)によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を**表3**に示す。

**表 3 対象部門に対する監査項目**

対象部門	表1中の監査項目の番号				(2)
	(1)				
	①	②	③	④	
再処理事業部 技術本部	○	○	○	-	-
濃縮事業部	○	○	○	-	-
埋設事業部	○	○	○	-	-
安全・品質本部	○	○	○	○	-
監査室	○	-	-	○	-

注1)：監査項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外した。

### 3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

#### 3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

#### 3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とした。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

## 4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

## 5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

## 6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行った。

## 7. 監査対象部門ごとの監査結果

監査対象部門別の監査結果は、それぞれ別個の報告書に編集したので参照いただきたい。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	監査室	PRJ11100325280号-1
(その2)	安全・品質本部	PRJ11100325280号-2
(その3)	再処理事業部および技術本部	PRJ11100325280号-3
(その4)	濃縮事業部	PRJ11100325280号-4
(その5)	埋設事業部	PRJ11100325280号-5

## 8. 監査対象のサンプリング

監査の抜き打ち性を確保しつつオンラインによる監査を効率的に行うために、監査項目の“資源の確保（主任者の選任と監理）”のみ、あらかじめ監査チームが該当する部署ごとに委託業務または請負工事をサンプリングし、それらに関連する各種エビデンスを準備の上、ご対応いただくやりかたとした。



## 9. 監査結果

総合所見は下記の通りである。

### 9.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなくエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において2.3項の表1の監査項目について可能な限り監査を行った結果、いずれの被監査部門においても「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった。

また、「提言事項」については、監査室および濃縮事業部に対して各1件、再処理事業部・技術本部および埋設事業部に対して各3件を提起した。

### 9.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした状況の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる「良好事例」を、監査室、安全・品質本部および再処理事業部・技術本部に対して各2件、ならびに濃縮事業部および埋設事業部に対して各1件を抽出した。

### 9.3 各監査項目に対する個別所見

#### (1) QMS 活動の実施状況

##### ①品質目標の設定プロセス

監査対象とした監査室、安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部におけるすべての部署は、部門ごとの標準類（要則、要領、マニュアル）に基づき、品質方針、経営計画、前年度の活動実績などの基本的事項を念頭に置いて品質目標を設定している。

品質目標を設定する際の留意すべき事項として具体的な実施内容を明確にすること、ならびに達成可能で数値化した目標値であることなどが適切に考慮されており、また、設定の過程で関係者によるディスカッションや審査・承認プロセスを経ていることから、自部署の課題と認識しているのととらえられる。

以上の状況により、品質目標はそれぞれの部門の目的を達成し、課題や問題点を改善できるよう適切に設定されているものと判断する。

なお、品質目標の達成指標については、意図した結果や成果の達成という目的に対するものを設定するのが一般的だが、例えば“ヒューマンエラー防止活動の実施”はヒューマンエラー0件を目指した活動であり、その手段として2020年度のヒューマンエラーの振り返り、分析評価案などが策定されている。一方、“技術力獲得とそれに向けた人材育成”に向けて行う教育の実施率100%を達成指標としている活動があるが、教育を行うことは本活動の目的である技術力獲得と人材育成のためのひとつの手段ととらえられる。このように達成指標が目的と手段に対するものが混在していることや目標値の妥当性などに関し、監査室、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部に対して提言事項を提起した。

##### ②資源の確保（主任者の選任と監理）

再処理事業部の3部署が所掌する請負工事又は直営作業と濃縮事業部の1部署が所掌する委託業務において、協力会社から提出される届出書や作業者名簿ならびにその裏付けである各種免状や資格証により、それぞれに適用の法規制要求事項に基づく管理責任者や有資格者が当該作業に従事することが明確である。また、現場代理人などの管理責任者が自らの視点で現場の状況を確認していることや有資格者が当該作業現場で従事して



いることが、請負工事又は業務委託の依頼部署によって把握されていることから、労働災害防止に向けてそれぞれの責務や役割が果たされているものと判断する。

### ③品質目標として設定した課題への取組み

監査対象とした**安全・品質本部**、**再処理事業部**・**技術本部**、**濃縮事業部**および**埋設事業部**のすべての部署において計画どおりに活動が進展している。中でも**安全・品質本部**の安全推進グループを含む部全体のCR登録件数は第一四半期で39/51件（70%強）の高い達成度であることや、**埋設事業部**の検査課の“原子力規制検査の指摘事項0件”は2021年度第1四半期は指摘を受けずに終了という成果として現れたことが印象深い。いずれにしても、目標達成に向けての具体的実施事項のひとつひとつが活動の推進力になっていると見受けられることから、品質目標として設定した課題への取組みは適切であると判断する。

なお、**再処理事業部**・**技術本部**および**埋設事業部**に対して達成指標の明確化や更なる確実な目標達成に向けての提言事項を提起した。

### ④内部監査

**監査室 品質監査グループ**ならびに**安全・品質本部 品質保証グループ**による内部監査は、いずれも内部監査要則および監査チームが策定した監査計画に基いて実施されている。どちらの内部監査についても、同要則で定められた資格要件を満たし、力量が確保された内部監査員によって行われていることを確認した。総合的にみてこれらのグループによる内部監査は適切に機能しているものと判断する。

特に、**監査室 品質監査グループ**においては、同要則の主要な改正点である監査の判定基準（適合性と実効性）の考え方の整理と具体的な事例検討が行われているが、この活動は監査結果に対しての適切な評価に資するものと判断する。

## 10. 終わりに

今回の監査項目ごとの状況については9.3項に記載のとおりで、特段の懸念される事象は観察されない。一方、今回の監査計画の段階で策定した監査視点に対しては、まず、品質目標の設定は、組織の目的を達成すべく自部署の課題や問題点を改善できるような計画を盛り込むプロセスをたどっている。次に、資源の確保（主任者の選任と監理）は、法令が要求する管理者に係る業務体制の管理状況は適切であることから、労働災害防止に資するものである。また、品質目標として設定した課題への取組みについては、達成指標に対する実施事項、実施責任者、実施時期、評価の方法などが明確であり、第1四半期時点で既に活動の成果が出ているものがある。そして、内部監査は、品質マネジメントシステムが有効的に実施され、維持されていることを把握する上で適切に機能している。従って、監査視点と対比しても満足な結果を表している。

以上により、今回監査の結果、日本原燃のQMS活動の実施状況は、随所で観察されたPDCAサイクルに沿った展開状況を含め、全般的に見て良好であると評価する。よって、今後とも現状の好ましい状態を維持されることが期待される。

以上